[令和6年度] 抜粋

保育料徵収基準額表

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
	定義	2号認定(3歳以上児)無償化※ 3号認定(3歳未満児)				
階層区		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	
第2階層	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
第3階層	所得割課税額 48,600 円未満	0円	0円	5, 800 円	5, 700 円	
第4階層	所得割課税額 57,700 円未満	0円	0円	0.000 III	8,800円	
	所得割課税額 97,000 円未満	0円	0円	9,000円		
第5階層	所得割課税額 169,000 円未満	0円	0円	13, 300 円	13, 100 円	
第6階層	所得割課税額 301,000 円未満	0円	0円	18, 300 円	18,000円	
第7階層	所得割課税額 301,000 円以上	0円	0円	24,000円	23,600 円	

- ※ 全階層の満3歳以上児(令和6年4月1日時点の年齢)の保育料については、国の制度により無償となり、給食費についても**市の独自施策として無料**とします。
- 1 第1階層を除き4月から8月分までの利用者負担金の額の算定にあっては前年度分の、9月から3月分までの利用者負担額の算定にあっては今年度分の市町村民税の額の区分とします。
- 2 第2階層の市町村民税非課税世帯とは、所得割及び均等割が非課税の世帯をいいます。
- 3 ひとり親世帯等(※)の場合で、第2階層から第4階層の場合は、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とします。 ※ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯、障害者のいる世帯をいいます。

KO 0 3 / KO 1 /								
	利用者負担額(月額)							
区分	2号認定(3歳	以上児)無償化	3 号認定(3 歳未満児)					
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間				
第2階層	0円	0円	0円	0円				
第3階層	0円	0円	4,800 円	4,700 円				
第4階層 (市町村民税所得割課 税額77,100円以下)	0円	0円	7,000円	6,800円				

- 4 同一世帯で保育施設を利用する児童が2人いる場合、2人目の保育料を半額とし、さらに3千円を軽減した額とします。
- 5 3人目以降の保育料については、申請に基づき無料とします。
- 6 年収約360万円未満(市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下)相当のひとり親世帯等については、1人目の 保育料を半額、2人目以降の保育料を無料とします。(年齢制限なし)
- 7 世帯年収約640万円未満(市町村民税所得割課税世帯169,000円未満)相当の多子世帯については、2人目の3歳未満児の保育料を半額、3人目以降の3歳未満児の保育料を無料とします。(年齢制限なし)